

団体が定める福利厚生規程に基づく ご遺族のための死亡保障プランです



総合福祉団体定期保険
ヒューマン・ヴァリュー特約 災害総合保障特約

福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金規程など)の確立とその円滑な運営に

総合福祉団体定期保険のおすすめ

弔慰金・死亡退職金規程などの財源確保に有効・合理的です。

特 徴

1 団体(企業)の弔慰金・死亡退職金規程などに基づくご遺族の生活保障の確保
弔慰金・死亡退職金規程などに基づき、役員・従業員のご遺族の生活保障のための資金を準備することができます。

2 団体(企業)の負担すべき諸費用の確保(ヒューマン・ヴァリュー特約)
役員・従業員の死亡・高度障害に伴う、代替雇用者の採用・育成費用などの団体(企業)が負担すべき諸費用の財源を確保することができます。

3 障害や入院への保障も確保(災害総合保障特約)
災害総合保障特約を付加することにより、不慮の事故で障害を受けた場合や傷害で入院した場合の障害給付金・入院給付金規程などに対応することができます。

4 医師の診査は不要
原則として医師の診査は不要です。告知書のみで簡単にお申し込みいただけます。

5 費用負担の平準化
大切な役員・従業員に万一のことがあっても、高額な費用負担の平準化が図れます。

6 保障の見直しも可能
1年更新の契約です。また、福利厚生規程の改定に合わせて、保障内容の見直しができます。
※新たに特約を付加する場合は、更新時のみ可能です。

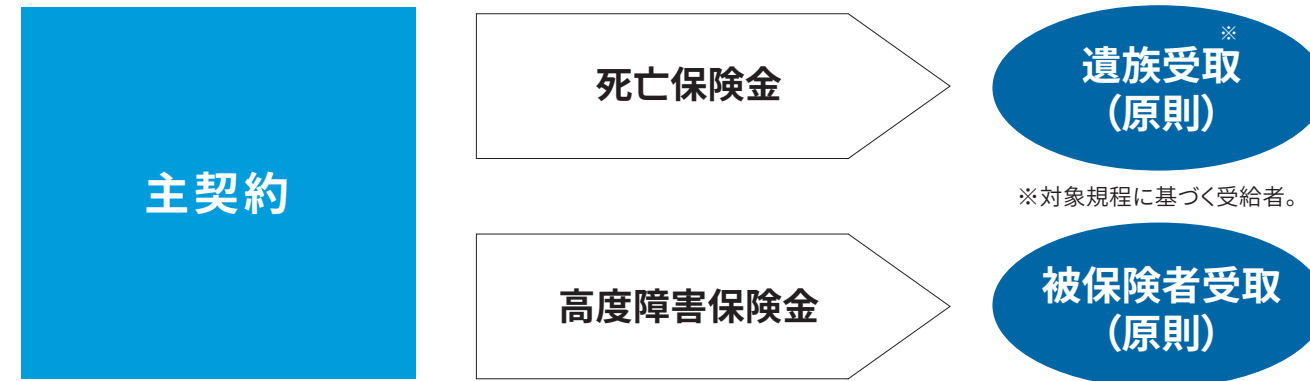
7 保険料は全額損金算入
団体(企業)が負担する保険料は、全額損金算入が可能です。(法人税基本通達9-3-5/9-3-6の2)
※2018年1月現在。将来、税法などの改正により変更される可能性があります。実際の税務取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

8 配当金
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
※保険金・給付金のお支払状況などによっては、配当金が0になる場合があります。

9 24時間保障
業務上、業務外、国内外、病気、ケガ、労災認定の有無を問わず、24時間保障します。

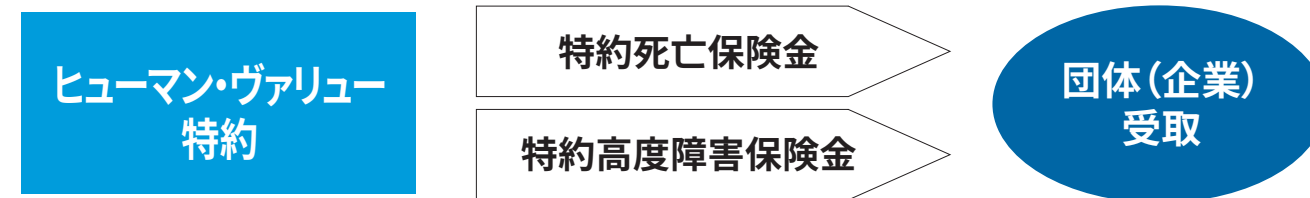
福利厚生制度を充実させることで、従業員の安心感と満足度を高めることは、企業の安定的な発展にもつながります。

保障内容



団体(企業)の福利厚生規程に従って支給される弔慰金・死亡退職金などの財源を確保します。

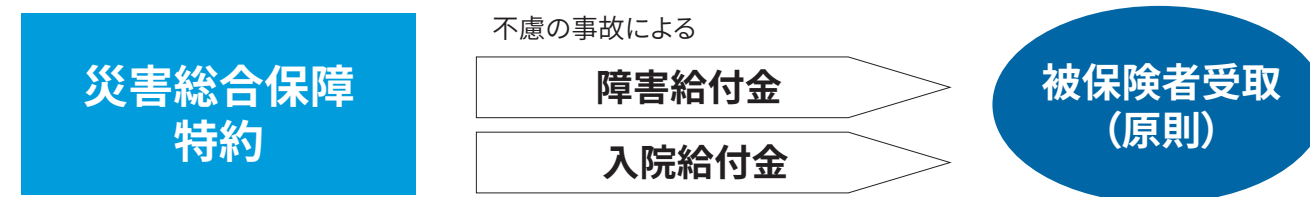
役員・従業員が死亡または高度障害状態となった場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。



役員・従業員の死亡・高度障害に伴う団体(企業)が負担すべき諸費用*の財源を確保します。

役員・従業員が死亡または高度障害状態となった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。

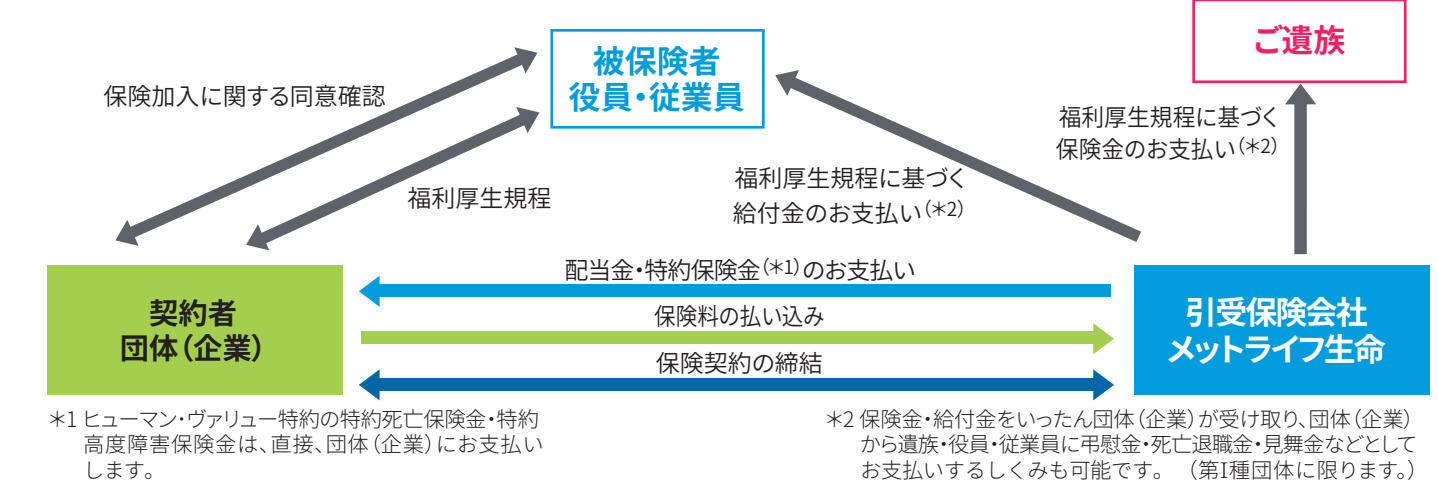
※諸費用の例	
・代替雇用者の採用・育成費用	・代替雇用者の育成期間における企業収益低下に備える保全費用
・赴任地での死亡などの場合に企業が負担すべき遺族の渡航費用	・葬儀に伴う企業が負担すべき費用



団体(企業)の福利厚生規程に従って支給される障害給付支給金・入院給付支給金などの財源を確保します。

役員・従業員が不慮の事故によって障害を受けた場合や傷害の治療を目的として入院した場合に、障害給付金・入院給付金をお支払いします。

ご契約の形態



モデルプラン

保障内容	保険種類	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	総合福祉団体定期保険(主契約)	500万円	500万円	500万円
	ヒューマン・ヴァリュー特約	—	500万円	500万円
	災害総合保障特約	—	—	500万円

お支払例	お支払内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	病気・災害による死亡保険金・高度障害保険金	500万円	500万円	500万円
	企業の逸失利益など(ヒューマン・ヴァリュー特約保険金)	—	500万円	500万円
	災害による入院給付金(日額)(*1)	—	—	7,500円
	災害による障害給付金(*2)	—	—	50万円~350万円

*1 災害総合保障特約の特約給付金額100万円あたり1,500円 *2 災害総合保障特約の給付金額×障害給付金給付割合。

保険料例(第1種団体の企業従業員(年齢40歳男性の場合))	人数	保険料負担額		Aプラン	Bプラン	Cプラン
		団体合計月払保険料	団体合計保険料(年額)			
30名		34,500円	414,000円	34,500円	34,500円	34,500円
		58,800円	705,600円	58,800円	58,800円	58,800円
		75,750円	909,000円	75,750円	75,750円	75,750円
50名		51,250円	615,000円	51,250円	51,250円	51,250円
		89,500円	1,074,000円	89,500円	89,500円	89,500円
		117,750円	1,413,000円	117,750円	117,750円	117,750円
100名		69,200円	832,800円	69,200円	69,200円	69,200円
		139,440円	1,677,600円	139,440円	139,440円	139,440円
		223,440円	2,711,040円	223,440円	223,440円	223,440円
300名		545,280円	6,543,360円	545,280円	545,280円	545,280円
		934,560円	11,214,720円	934,560円	934,560円	934,560円
		1,189,560円	14,644,280円	1,189,560円	1,189,560円	1,189,560円

・上記保険料は保険年齢で計算します。(保険年齢:満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のときはこれを切り捨て、6か月超のときはこれを切り上げて1年とします。)
・上記「団体合計保険料(年額)」は、「団体合計月払保険料」を12倍にしたものです。
・上記「予想配当金額」は、保険期間中無事故の場合の試算額です。配当率は今後変動することがありますので、将来のお受取りをお約束するものではありません。保険金・給付金のお支払い状況などによっては、配当金が0になる場合があります。

商品付帯サービス（無料）

様々なケアやカウンセリングなどを通じて、従業員の暮らしをサポートします。

健康コール24

健康に関する電話相談を24時間年中無休でお受けします。
経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。

受付時間 24時間・365日（体制）

セカンドオピニオンサービス・ 専門医紹介サービス

よりよい医療を選択するために総合相談医によるセカンドオピニオンを受けることができます。
総合相談医が面談にてより高度な専門性が必要と判断した場合、お客様の病症等に合わせて優秀専門臨床医を紹介します。

予約受付時間 月～土 9:00～18:00（日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

ガン総合サポートサービス

ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。

ガン電話相談ダイヤル

ガンに関するさまざまな質問に専門スタッフがお応えします。

セカンドオピニオンサービス

よりよい医療を選択するために総合相談医によるセカンドオピニオンを受けることができます。

粒子線治療サポートサービス

総合相談医が面談にて粒子線治療への適応を判断した場合には、粒子線治療を実施する医療機関を紹介します。

受付時間 月～土 9:00～18:00（日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

糖尿病総合サポートサービス

糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方などが、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

糖尿病電話相談ダイヤル

糖尿病に関するさまざまなご質問に電話でお応えします。

優秀糖尿病臨床医／糖尿病の専門医療機関紹介サービス

経験豊かな保健師、看護師などが糖尿病についてご相談に応じると同時に、糖尿病治療を専門とする優秀糖尿病臨床医の紹介や、糖尿病の専門医療機関のご案内をします。

受付時間 平日 9:00～16:00（土日・祝日・12/31～1/3を除く）

メンタルヘルスサポートサービス

企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策として幅広く利用されているサービスです。電話や面談によるカウンセリングを受けることができます。

電話相談利用時間 9:00～22:00（年中無休）

面談予約受付時間 平日 9:00～21:00 土 9:00～16:00
（日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

ご利用にあたっての注意事項

- これらのサービスは2018年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- これらのサービスはご利用の際には諸条件があり、ご要望に添えない場合があります。
- これらのサービスはティーベック（株）が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- サービス対象者は、被保険者のみとなります。ただし、全員加入団体については、被保険者となっていない方でも、保険加入資格のある方（団体の構成員のうち被保険者範囲に入っている方）はサービスの対象となります（保険加入不同意の申し出があった方は対象外となります）。
- 共同取扱契約において、当社が非幹事会社となっているご契約については、これらのサービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
- ご利用者の状況や相談内容により、相談を停止・制限させていただく場合があります。

上記、「商品付帯サービス（無料）」のほかに、当社が提携する会社・団体が提供する「紹介サービス（有料）」があります。企業と従業員の様々なニーズにきめ細かくお応えするサービスです。

（※「紹介サービス（有料）」については、当社の担当者にお問い合わせください）

ご契約について

保険の主旨

この保険は、団体（企業）の定める福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程など）の円滑な運営とともに、ご遺族および所属員の生活保障を目的とするものであり、被保険者が死亡または所定の高度障害状態となった場合に、団体（企業）の規程に基づいた死亡保険金または高度障害保険金を支払うしみの保険です。また、ヒューマン・ヴァリュー特約は、被保険者が死亡または高度障害状態となった場合に、代替雇用者の採用・育成費用などの団体（企業）が負担すべき諸費用の財源確保を目的とするものであり、保険契約者に特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うしみの特約です。

保障内容

契約内容	給付種類	支払事由	支払内容
主契約	死亡保険金	死亡した場合	あらかじめ設定した保険金額。ただし「対象規程」に基づく団体（企業）の支給額がこれを下回るときは「対象規程」に基づく支給額（*1）
	高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により「対象となる高度障害状態」のいずれかに該当した場合	
ヒューマン・ヴァリュー特約（*2）	特約死亡保険金	死亡した場合	あらかじめ設定した特約保険金額。ただし主契約で支払われる死亡・高度障害保険金額がこれを下回るときは主契約で支払われる死亡・高度障害保険金額（*3）
	特約高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により「対象となる高度障害状態」のいずれかに該当した場合	
災害総合保障特約	障害給付金	責任開始日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表「障害給付金給付割合表」に定める身体障害状態のいずれかに該当した場合	特約給付金額×所定の給付割合。ただし、あらかじめ設定した障害給付金額を団体（企業）の障害給付支給金額が下回った場合は、団体（企業）の障害給付支給金額（*4）
	入院給付金	責任開始日以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に入院をし、かつ、その入院日数が5日以上となった場合	1回の入院につき、入院給付金日額（特約給付金額100万円当たり1,500円）×入院日数。ただし、あらかじめ設定した入院給付金日額を団体（企業）の入院給付支給金日額が下回った場合は、団体（企業）の入院給付支給金日額（*4）※同一の不慮の事故による入院について通算して120日を限度とします。

*1 その被保険者の加入日または死亡日の直前の更新日もしくは高度障害状態に該当した日の直前の更新日のいずれか遅い日に、対象規程に基づく支給額まで保険金額を減額したものととして取り扱い、保険料を精算します。*2 団体（企業）の種別によっては、付加できない場合があります。*3 その被保険者の加入日または死亡日の直前の更新日もしくは高度障害状態に該当した日の直前の更新日のいずれか遅い日に、主契約で支払われる保険金額まで特約保険金額を減額したものととして取り扱い、保険料を精算します。*4 この場合、保険料の精算はありません。
※ 保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払事由を満たしたものに限りです。

被保険者の範囲

団体（企業）の福利厚生規程の対象者のうち、被保険者となることに同意し、加入時に健康かつ正常に勤務している14歳6か月超～75歳6か月以下（継続加入の場合は80歳6か月以下）の団体（企業）の役員および従業員

契約形態

契約形態		例
契約者		団体（企業）
保険料負担者		団体（企業）
被保険者		役員・従業員
主契約 保険金受取人	死亡保険金	役員・従業員の遺族
	高度障害保険金	役員・従業員
ヒューマン・ヴァリュー特約 特約保険金受取人	特約死亡保険金	団体（企業）
	特約高度障害保険金	
災害総合保障特約 給付金受取人	障害給付金	役員・従業員
	入院給付金	

- 死亡保険金受取人は、被保険者の同意を得て、対象規程に定める死亡退職金などの受給者となります。
- 高度障害保険金受取人は、被保険者となります。
- 死亡保険金受取人が対象規程上の受給者以外の場合、また高度障害保険金受取人が被保険者以外の場合、保険金の支払いに際し、それぞれ規程上の受給者の了解、被保険者の了解が必要になります。
- 特約死亡保険金、特約高度障害保険金の支払いにあたっては、それぞれ死亡退職金などの受給者、被保険者の了解が必要です。
- 給付金受取人が被保険者以外の場合は、給付金の支払いに際し、被保険者の了解が必要です。

保険期間 1年間。以後、1年ごとに更新されます。

保険料払込方法 月払（12か月一括前納も取り扱いできます。）

保険金額・給付金額の設定について

- 対象となる団体（企業）の福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程など）をご提出いただきます。
- 保険金額、給付金額は団体（企業）の福利厚生制度に基づきその範囲内で設定してください。
- ヒューマン・ヴァリュー特約の特約保険金額は主契約の保険金額以下とし、同額または一定割合（10%単位）で設定しますが、1被保険者につき2,000万円を限度とします。
- 災害総合保障特約の特約給付金額は、福利厚生規程に定める支給金額以下で設定してください。主契約の保険金額以下かつ1,000万円を限度とします。

被保険者への同意確認

- 契約締結にあたっては、制度内容について団体（企業）より被保険者となる方全員に、被保険者となることに対する同意確認が必要です。
- 被保険者となることに同意した全員の氏名・捺印のある名簿を当社にご提出いただくか、もしくは、被保険者となるべき方全員に保険契約の内容を通知した旨の団体（企業）及び従業員の代表の記名、捺印のある確認書および被保険者となることに同意しなかった方の名簿の提出が必要です。
- ヒューマン・ヴァリュー特約を付加した契約については、被保険者となることに同意した全員の氏名、捺印のある名簿の提出が必要です。

対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残り、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残り、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

障害給付金給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第A級	1. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 2. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 3. 1肢に第B級の6から8までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第B級の6から8まで、または第C級の14から18までのいずれかの身体障害を生じたもの 4. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
	5. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 9. 10足指を失ったもの 10. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第B級	11. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 12. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 13. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残り、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 14. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 17. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 18. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 19. 10足指の用を全く永久に失ったもの 20. 1足の5足指を失ったもの	3割
	21. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 22. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 23. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 25. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 26. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 27. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 28. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	
第C級	30. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 32. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 33. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 34. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 35. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 36. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

配当金について

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。保険金・給付金のお支払状況などによっては、配当金が0になる場合があります。

解除および免責の事由

保険金・給付金をお支払いできない場合があります。詳細については約款をご覧ください。

ご契約の際には「**団体保険ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）**」・「**約款**」を必ずご覧ください。

「団体保険ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」・「約款」には、ご契約に伴う大切な事項が記載されています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者（生命保険募集人）の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。
【お問い合わせ先】お客さま相談室 Tel.0120-880-533
【お問い合わせ時間】月～金 9:00～17:00（年末年始および祝日を除く）
※上記窓口では、当社の生命保険業務に関する質問、相談ならびに苦情についても承ります。

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせは最寄の営業店または担当者にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp